

# 足立区特別養護老人ホーム特設ホームページ（仮称・足立区特別養護老人ホームガイド）の構築業務委託 仕様書

## 1 目的

このホームページは、足立区の特別養護老人ホーム各施設の均一で豊富な情報を広く一体的に周知することにより、特別養護老人ホームの入所申込者の施設選択の幅を広げ、適切な施設選択の一助とするものである。

また、これにより、足立区の特別養護老人ホームの運営負担を増やすことなく、偏った施設の空床状況を緩和し、待機期間の長期化を防ぐものである。

## 2 業務名

足立区特別養護老人ホーム特設ホームページ（仮称・足立区特別養護老人ホームガイド）の構築業務委託

## 3 業務の概要

ホームページ全体の企画・設計デザインの作成、ホームページの開設及びホームページへ到達させるSEO対策を行う。なお、ホームページの開設は令和9年4月を想定している。

## 4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 5 履行場所

足立区高齢福祉課施設係指定場所

## 6 業務の範囲

委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ホームページの構成の設計
- (2) トップページや各カテゴリ別ページ等のデザイン企画・制作
- (3) サーバー環境設計・構成
- (4) CMSの導入・構築
- (5) 検索エンジン最適化（SEO対策）の実施
- (6) 操作マニュアルの作成
- (7) 操作研修の開催
- (8) 作成したホームページの運営・維持管理についての必要な業務を行うこと。

## 7 業務スケジュール

業務スケジュールは以下の通り。

内 容	時 期
契約締結	令和8年7月
ホームページ作成	令和8年8月～1月
稼働テスト・研修	令和8年2月から3月
運用開始	令和9年4月1日

## 8 仕様等

### (1) 本業務の前提条件

- ① 発注者が利用する端末で全ての機能が動作すること。なお、OS及びWEBブラウザは最新バージョンでの利用を前提とする。ただし、新バージョンがリリースされた後に、そのバージョンに起因する不具合が確認された場合、受注者は不具合の影響範囲の特定及び改修を速やかに対応すること。

【現在の対応バージョン】

(PC) OS: Windows10、11

WEBブラウザ: Chrome、Firefox、Edge 各最新版

(スマートフォン) iPhone : iOS、Safari 各最新版

Android : Chrome 最新版

- ② 利用者の主な対象は足立区民であるが、足立区外の利用希望者に対して利用制限を設けるものではない。
- ③ ホームページは、日本国内のデータセンターのサーバー上に構築し、日本の裁判管轄・法令が適用されること。また、データが海外に保存されないこと。

## (2) 業務全般に関すること

- ① Microsoft Edge、Google Chrome 及び Safari 等の Web ブラウザで利用できるサービスであること。区のホームページ等にリンクや二次元コードを掲載し、アクセスできること。アプリやプログラムのダウンロードを要しないこと。
- ② スマートフォン、タブレット、PC等のデバイスにおいて利用できること。その際、単一のファイル作成で、見やすさ、操作性及び表示速度を優先した状態となるデザインにすること。
- ③ 匿名で利用できること。利用者の利用者登録やログインは不要とすること。
- ④ 原則24時間運用すること。ただし、メンテナンス等により運用停止が必要な場合には、詳細を記載すること。
- ⑤ 同時接続数に制限がないこと。
- ⑥ 利用者に、通信に関わる経費を除き、経費が発生しないこと。

## (3) ホームページ掲載内容に関すること

- ① ホームページの構成及び作成要件については、別紙1を参考に構成し、またデザイン案については受託者が提案し、本区と協議の上決定すること。
- ② ホームページは、高齢者や障がい者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、ウェブアクセシビリティに配慮して構築すること。
- ③ ホームページに当初に搭載する各特別養護老人ホームの情報については、区が収集し提供した情報に基づき、各施設が内容を入力・設定できるように、受注者が初期設定を行うこと。また、マスター登録の作業等も受注者が行うこと。
- ④ 足立区の特別養護老人ホームのホームページだと一目でわかるように、タイトルやトップページ等工夫すること。
- ⑥ 各施設の紹介画面は同一の様式で同一の内容を掲載する。画像を効果的に活用し、施設の状況がわかりやすい内容とすること。
- ⑦ 検索機能はクロス検索機能があること。検索内容については各施設紹介ページに統一されて掲載されている内容を基に行う。また、検索条件は別紙の通りだが、区の要請により、条件を増減可能なようにすること。
- ⑧ 区ホームページや各施設のホームページへ遷移できるリンクを区が指定したページに備えること。
- ⑨ 区が指定する訪問者数やページビュー数等の詳細ログが取得できるシステムを導入すること。

## (4) ホームページの管理に関すること

- ① ホームページのドメインは発注者が指定するドメイン「adachi-tokuyouguide.jp」を新たに取得して使用及び管理すること。なお、本業務において取得したドメインは、本契約終了後発注者が継続的に使用することを前提とし、発注者が指定する先へドメイン移管及び所有者の変更手続きを行うこと。
- ② 発注者が指定するドメインを使用できない場合は、発注者と事前に協議のうえ、受注者が所有するドメインを使用するものとし、専用のサブドメイン又はディレクトリを設定すること。また、契約終了後のドメインの取扱いについて発注者と受注者で別途協議のうえ決定する。
- ③ 作業期間中のテスト環境については、公開前まではテストサーバを別途準備して、デザインの調整・確認を行う。
- ④ 戦略的な情報発信の効果を測るため、アクセス解析ができるように設定すること。

なお、解析は Google Analytics 等を用いること。

- ⑤ ホームページ管理者については、区が「システム管理者アカウント」を、各特別養護老人ホーム担当者が「特別養護老人ホーム担当者アカウント」を持つこととし、それぞれの役割と権限は以下の通りとする。また、ホームページ管理ツールログイン後の画面には、各アカウントの権限に応じた機能別メニューを表示すること。
- ⑥ ID の管理については、不要な ID の削除や権限の設定の変更が、必要に応じて簡易に対応できるようにすること。
- ⑦ また、上記④、⑤に記載のアカウント権限種別は以下のとおりとする。

#### ア 足立区担当者（システム管理者アカウント）

- a ホームページ管理ツールの全機能、全設定が利用できること。
- b 他アカウントの一時保存しているページの確認、編集・削除ができること。
- c 特別養護老人ホーム担当者アカウントの新規発行・再発行・削除等の管理ができること。
- d 特別養護老人ホーム担当者アカウントの管理状況が分かること。
- e 特別養護老人ホーム担当者アカウントのシステム操作履歴（ログイン履歴、公開履歴、削除履歴）が確認できること。
- f 特別養護老人ホーム担当者アカウントは40アカウント以上作成でき、システム管理者が自由に登録・変更・削除できること。

#### イ 各特別養護老人ホーム担当者（特別養護老人ホーム担当者アカウント）

- a ページの新規作成、一時保存、編集、削除ができること。
- b ページのプレビューを表示できること。
- c ホームページへの掲載を区の承認なしで、回数制限なく更新できること。

### **(5) 導入における留意点**

- ① 開発段階において必要となる環境は、受託者側で準備すること。

### **(6) 体制**

- ① 本業務において発生する問題に対し、責任を持って解決できる体制であること。
- ② 導入するシステムに精通した技術者を配置し、不具合や問題点に対応できること。
- ③ 本業務を実施する体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

### **(7) 運用サポート**

- ① ホームページで公開する内容については、区と協議の上決定すること。
- ② 上記内容については、管理機能を利用する区職員および施設担当者により、随時修正・更新ができること。
- ③ 区や施設担当者がホームページを負担なく理解し、日々管理ができるように、操作マニュアルを作成すること。また、マニュアルの内容を各担当者が十分に理解できるよう、2回の研修を行うこと。研修においては、区指定場所での研修または Web での閲覧が可能なものとする。その時期と内容については、区と協議の上決定すること。
- ④ ホームページの稼働時間は、原則として24時間とし、契約期間中のシステム稼働率は99.9%を目標とすること。

### **(8) 開発期間中のシステム運用**

発注者による稼働テスト及び研修期間中にシステムを正常に稼働させるため、次の対応を行うこと。

- ① 対応する範囲は、本業務に係るシステム及びその機能とする。

- ② 対応時間は、土曜日・日曜日・祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く、平日9時から17時までを基本とするが、緊急時には、これにかかわらず対応すること。
- ③ 管理機能を利用する区職員および特養関係者から障害発生連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、区職員に報告すること。
- ④ 本業務に係るシステムに関連するソフトウェアがある場合、当該ソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、モジュールの適用の必要性を判断し、管理機能を利用する区職員に説明すること。
- ⑤ 本業務に係るシステムに対するセキュリティーホール等の不具合の発見やウイルスが検出された場合、運用に極力影響を与えない形で対応を行うこと。
- ⑥ 重大障害の際には、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を区へ提示し対応すること。
- ⑦ 障害発生時、正常時の状態（バックアップを取得した時点）に復旧すること。
- ⑧ ホームページの停止を伴うメンテナンスや改修作業を実施する場合には、委託者と事前調整のうえで実施すること。
- ⑨ ソフトウェアのバージョンアップに必要な費用については、本契約に含むものとする。

## 9 情報セキュリティ

### (1) 遵守事項

- ① 本業務の実施上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

### (2) 目的外使用の禁止

- ① この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

### (3) 複写及び複製の禁止

- ① 本契約に係るデータを、区の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

### (4) 情報セキュリティの侵害等

- ① ウェブサイトを搭載するサーバは、次の条件または同等のセキュリティ対策を講じているデータセンターを利用すること。
  - a サーバが災害・事故等による被害を回避できる安全性の高い場所に設置されていること。
  - b 監視カメラ等による入退出管理体制がある場所に設置されていること。
  - c 契約期間内は24時間の運営体制であること。
- ② サーバ設定ファイルや搭載データ（ログを含む）を定期的にバックアップすること。なお、不測の事態によりデータが消失した場合でもバックアップデータからサービスを復旧できるようにすること。
- ③ ウェブサイトを運営するにあたり想定されるセキュリティ脅威への対策をすること。このほか、新たに発生するセキュリティ事案についても、速やかに対策を行うこと。
  - a OSパッチ、アンチウイルスソフトなどウイルス感染対策を講じること。
  - b ファイヤーウォールや侵入防止システム、IPアドレス制限など不正侵入を防止する措置を講じると共に侵入を検知する仕組みを導入すること。
  - c なりすまし、データの改ざん、情報の漏えいの発生を軽減する方法を用意すること。
  - d 外部攻撃（DOS攻撃など）によるサービスの低下やアクセス権の昇格による影響を軽減する仕組みを用意すること。
  - e ユーザー権限の管理、パスワード更新など情報漏えいを防止する措置を講じること。
- ④ 情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、直ち

に口頭にて区に第一報を入れること。

- ⑤ 区の指示に基づき対応措置を実施、その経過等を合わせて区が指定した期日までに報告書を区に提出すること。
- ⑥ また、速やかに再発防止の措置を実施すること。

## 10 再委託

受注者は本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、別紙2「再委託申請書」を区に提出し承諾を得なければならない。

## 11 契約条件

### (1) 全般的事項

- ① 足立区契約事務規則（昭和39年4月1日規則第5号）に従うこと。
- ② 契約内容等に疑義が生じた場合は、区と協議の上決定するものとする。
- ③ 受託者の責による事業の遅延、要件の欠落、品質不適合等の発生の責任は、受託者が負担するものとする。

### (2) 著作権の帰属等

- ① 導入するソフトウェアの著作権等の権利関係については、あらかじめ区に対して十分な説明を行い、区の承認を得ること。
- ② 納入物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、区が特に使用を指示した場合を除き、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に区の承認を得ることとし、区は既存著作物を許諾された条件の範囲内で使用するものとする。
- ③ 本契約による著作物（以下、「本件著作物」という。）に係る著作権（複製権、放送権、翻訳権、映画化権、本件著作物を原著物とする二次的著作物についての利用権等並びに著作権法第27条及び第28条の権利を含むがそれらに限られない。以下同じ。）について、代金の支払完了とともに、発注者に移転するものとする。  
なお、かかる受注者から発注者への著作権移転の対価は、発注者の支払う代金に含まれるものとする。
- ④ 本件著作物について、受注者が著作者人格権を行使するときには、発注者の書面による事前の承諾を得なければならない。
- ⑤ 発注者が受注者に対し、第三者に対する著作者人格権の行使を要請した場合、受注者はそれが正当な権利行使である場合に限り、これに応じるものとする。
- ⑥ 発注者は、第1項により本件著作権の譲渡を受けた後は、合理的な範囲内において、本件著作物について改変、修正等することができるとし、その限りにおいて、受注者は、著作者人格権を行使しないものとする。
- ⑦ 発注者は、本件著作物の利用に当たって、著作者の表示をし、又はしないことができる。
- ⑧ 受注者は、発注者に対し、本件著作物が第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないものであることを保証し、第三者から発注者に対し本件著作物に関する権利侵害の申し出等（以下「紛争等」という。）が生じた場合、全て受注者の責任及び費用で紛争等処理し、発注者に費用が生じた場合には、かかる費用を受注者が負担するものとする。ただし、発注者が用意し、受注者に提供した著作物については、この限りではない。
- ⑨ 前項までにし難いものがある場合には、発注者、受注者及び第三者がいる場合には第三者の協議のうえ、取り扱いを決める。なお、協議により定めた事項は、別途書面を取り交わす。

### (3) 労働基準法等の遵守

- ① 受注者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従業員の労働条件、給与等に配慮しなければならない。
- ② 受注者が賃金等の債務の支払いを遅延したときには、委託者の求めに応じて事情

を報告しなければならない。

- ③ 前項に関して経営状況の確認が必要なときには、委託者は財務状況等の報告を求めることができる。

#### (4) 自動車による作業について

- ① 本契約の履行に当たって使用する自動車は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- a ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- b 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- c 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の写しの履行期間開始後、速やかに提出すること。

#### (5) 納入物

- ① 構築時

構築物に係る納入時の付帯資料として、次に掲げる書類（同等のものでも可）を令和8年12月末を目途に、作成後ただちに提出すること。各書類等は、編集可能な状態で電子媒体（CD-R等）に記録し、1枚提出すること。なお、パッケージソフトの標準機能に係る設計等、開示が不可能な内容についてはこの限りではない。

書類名	記載事項
進行管理資料	スケジュール、体制図、会議議事録、進捗報告
設計書	システム機能一覧、システム構成図、概要図（イメージ図）
手順書	運用手順書、操作マニュアル（管理者）

- ② ホームページ構築業務完了時

ホームページ構築業務完了に係る納入物として、次に掲げる書類（同等のものでも可）を令和9年2月末を目途に、作成後ただちに提出すること。各書類等は、編集可能な状態で電子媒体（CD-R等）に記録し、1枚提出すること。

書類名	記載事項
ホームページ構築報告書	ホームページ構築業務完了報告
手順書（更新版）	運用手順書、操作マニュアル（管理者）

- ③ 履行完了時

全てのテスト期間を終了し、システムの是正等が終了した際の履行完了時においては、令和9年3月31日までに以下の書類を提出する。

書類名	記載事項
業務委託完了報告書	業務委託完了報告

- ④ その他区担当者が指定するもの

## 12 契約解除

- (1) 区は、受託者が次の各号のいずれかに該当するとき、その他受託者の責めに帰すべき事由により受託者による業務を継続することが適当でないと区が認めるときは、その契約を解除し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- ① 関係法令、条例、規則又はこの協定の条項に違反したとき。
- ② 業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

- ③ 受託者が「公募要領」に定める応募資格を有しなくなったとき、又は公募時において応募資格を有していなかったことが発覚したとき。
- (2) 上記理由により契約を解除し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、受託者に損害が生じても、区はその賠償の責を負わない。

### 13 その他

本仕様書に記載されていない事項は、双方協議の上決定するものとする。

### 14 担当

〒120-8510 足立区中央本町1-1 7-1 (北館1階)  
足立区福祉部高齢福祉課 施設係 高柳  
特養整備担当 大滝  
( 電話 03-3880-5498 )